

霧島市地域公共交通会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、霧島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の機能)

第2条 交通会議は、次に掲げる協議会等の機能を有するものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する協議会及び同法第36条の4第1項に規定する新モビリティサービス協議会
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第9条の3に規定する地域公共交通会議及び規則第51条の8に規定する運営協議会
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する協議会

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な一般旅客運送の態様に関する事項
 - (2) 自家用有償運送（規則第51条第1号に規定する交通空白地有償運送を除く。）の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
 - (3) 生活交通確保維持改善計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）及び実施状況の評価に関する事項
 - (4) 地域公共交通計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）及び実施状況の評価に関する事項
 - (5) 新モビリティサービス事業計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）及び実施状況の評価に関する事項
 - (6) 前号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関すること。
- 2 前項各号に係る交通会議での協議等においては、霧島市地域公共交通運賃協議会設置要領に基づく霧島市地域公共交通運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図るものとする。

(交通会議の委員)

第4条 交通会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 企画部を担任する副市長
- (2) 九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
- (3) 鹿児島県警察霧島警察署長又はその指名する者
- (4) 鹿児島県交通政策課長又はその指名する者
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 公益社団法人鹿児島県バス協会の代表者又はその指名する者
- (8) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会始良伊佐支部の代表者又はその指名する者

(9) 一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者

(10) 前号に掲げる者のほか、次条第1号に規定する会長が必要と認める者
(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置く。

2 会長は、前条第1号に規定する委員をもって充てる。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第7条 交通会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 会議の議決は、出席した委員の多数決によることとし、可否同数のときは議長が決する。

5 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ、非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(書面開催)

第8条 会長は、特に必要があると認める場合は、交通会議を書面により開催することができる。

2 前項の規定による書面開催は、前条第4項の規定を準用する。この場合において、「会議」とあるのは「書面開催」と、「出席した委員」とあるのは「期限までに書面による議決権を行使した委員」と読み替えるものとする。

(部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について具体的な調査及び検討を行うため、交通会議に部会（次条に規定する「福祉有償運送運営協議会」を除く。）を設置することができる。

2 部会の構成員は、会長が交通会議の委員の中から指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、第1項に規定する調査及び検討が終了したときは、その結果を交通会議に報告するものとする。

5 第7条及び前条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、「交通会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(福祉協議会)

第10条 交通会議に、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の4第1項第5号に規定する自家用有償旅客運送（規則第51条第2号に規定する福祉有償運送に限る。）の必要性について協議を行うため、福祉有償運送運営協議会（以下「福祉協議会」という。）を置く。

2 福祉協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 福祉協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し福祉協議会が必要と認める事項
(福祉協議会の委員)

第 11 条 福祉協議会に属すべき委員は、会長が交通会議の委員の中から指名する。ただし、道路運送法施行規則第 51 条の 8 第 1 項第 6 号に掲げる現に本市内で福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等については、次条に規定する福祉協議会の委員長が、該当する法人等を委嘱するものとする。

(福祉協議会の委員長)

第 12 条 福祉協議会に委員長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、福祉協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(福祉協議会の会議)

第 13 条 福祉協議会の会議は、第 7 条の規定を準用する。この場合において、「交通会議」とあるのは「福祉協議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(福祉協議会の会議の特例)

第 14 条 委員長は、次に掲げるときは、福祉協議会に属すべき委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 緊急やむを得ない事情があるとき。
- (2) 運送者が更新登録の申請を行うとき。
- (3) 委員長が必要と認めるとき。

(福祉協議会の決議)

第 15 条 福祉協議会の決議は、これをもって交通会議の議決とする。ただし、福祉協議会に係る重要又は異例な事項については、この限りでない。

(報告)

第 16 条 委員長は、所掌事務について協議が終了したときは、その結果を会長に報告するものとする。

(守秘義務)

第 17 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議結果の取扱い)

第 18 条 交通会議（部会を含む。以下同じ。）及び福祉協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第 19 条 交通会議の庶務は、地域政策課において処理する。ただし、福祉協議会の庶務は、長寿・障害福祉課において処理する。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この要領の施行後初めて委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成28年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月25日から施行し、改正後の霧島市地域公共交通会議設置要領は、平成27年7月14日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。